回 答

令和 5 年 6 月 19日 総 務 部 長

## 【府労連】最終回答

去る令和5年5月26日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、数次にわたる交渉及び事務折衝を通じまして、皆様方のご要求の趣旨ご意見は十分に承るとともに、種々協議を重ねてきたところでございます。

ご要求の諸事項は、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項でありますが、社会経済情勢が依然として厳しい状況や本府の置かれている現状を踏まえ、ご要求いただいた諸事項について検討してまいりました。

本日は、知事とも十分相談いたしました、その結果に つきまして、ご回答申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き 労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存 じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、現在、知事部局において検討を行っている人事給与制度改革の取組みなども含め、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本 権制約の代償措置であることから、尊重することが基本 と考えております。 第13のご要求について、「育児部分休業、子育て部分休暇及び介護時間等」と「時間単位年休」の併用取得については、令和5年7月から実施してまいりたいと存じます。

また、子育て部分休暇の対象となる子の年齢引上げについては、他府県の状況等を踏まえ検討してまいりたいと存じます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答 及び局長回答でお答え申し上げたとおりです。

ご要求に対する回答は、以上です。